

平成16年12月、公募市民15人による市民会議を立ち上げ、市民の目線から条例に盛り込む項目や内容について提案をいただきました。また、各議論会で取りまとめてきました。市議会にも検討委員会が設置され、多くの意見をもらいました。また、各委員会で取りまとめてきました。

Q3 まちづくり条例はどうに策定したのですか？

まちづくり条例では、開発事業に関する情報を、市と市民が早期に得る仕組みを設けました。周囲に影響を与える開発事業については、計画の初期段階からより良いまちづくりに向かう市民と事業者の協議を行うことになります。

また、条例の実効性を確保するため、是正命令や罰則規定を新たに定めるとともに、開発事業をめぐる紛争の予防と調整の仕組みとして、あわせん・調停の制度を設けました。

Q2 これまでの開発事業指導要綱と条例における開発手続きの違いは何ですか？

市民のみなさんが行うまちづくりに対し、市はまちづくりに関する情報の提供や相談、専門家の派遣などを行います。まちづくりの活動の中で分からぬことがある場合は、都市政策課までお問い合わせください。みなさんのお状況に合った支援をしていきます。

Q1 地区計画を目指す取り組みを自分たちだけで進めていく、結果をまとめることができるか不安なのですが…

種団体との意見交換会や地域説明会を開くとともに、広く市民から意見を募集し、平成19年12月にまちづくり条例を制定しました。

まちづくり条例について詳しく知りたいときは

都市政策課、開発調整課にお問い合わせください。
また、条例の詳細についてはホームページにも掲載していますのでご覧ください。
<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/toshi-s/m-jyorei.htm>

- 都市政策課（4月1日から、まちづくり政策課に名称変更します）
☎23-1111 内線（2414） ☎23-9467
✉toshi-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp
- 開発調整課（4月1日から、開発指導課に名称変更します）
☎23-1111 内線（2433） ☎23-9467
✉chosei@city.hiratsuka.kanagawa.jp



活発な議論が行われた市民会議

まちづくり条例 Q&A

